

美里町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 美里町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成25年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 令和5年度より法適(全部適用)予定
処理区域内人口密度	28.4(人/ha) (令和元年度末時点)	流域下水道等への 接続の有無	有り
処 理 区 数	1処理区 (令和2年度に1処理区を供用開始前に計画から削除)		
処 理 場 数	無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水十条・沼上処理区については統合検討の結果、単独改修よりも公共下水道へ接続した方が経済的に有利であると判断されたため、接続に向けて関係各所と協議を行い令和5年度からの供用開始に向け令和2年度より接続管渠の工事を行っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、基本料金と超過料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 排除した汚水量は水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。				
	用途	排除量(1月につき)		料金(税別)	
	一般用	10 ^m まで		800円	
		10 ^m を超え	30 ^m まで	1 ^m につき 120円	
		30 ^m を超え	50 ^m まで	1 ^m につき 130円	
		50 ^m を超え	100 ^m まで	1 ^m につき 160円	
		100 ^m を超え	200 ^m まで	1 ^m につき 180円	
		200 ^m を超え	500 ^m まで	1 ^m につき 200円	
500 ^m を超え		1,000 ^m まで	1 ^m につき 220円		
	1,000 ^m を超えるもの		1 ^m につき 230円		
条例上の使用料*2 (20 ^m あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,160 円	実質的な使用料*3 (20 ^m あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,421 円
	平成30年度	2,160 円		平成30年度	2,780 円
	令和元年度	2,200 円		令和元年度	2,466 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^mあたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20^mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	現在の下水道事業は1名の職員により運営されています。
事業運営組織	下水道事業特別会計を設置し、建設水道課上下水道係において下水道事業を運営しています。公営企業法非適用のため、一般会計と同様の給与体系としています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設維持管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	未検討
	ウ PPP・PFI	未検討
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	未検討
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未検討

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経費回収率は、供用開始が平成25年と新しく接続戸数が少ないため、類似団体平均値である77.51%を下回り、25.22%となっています。今後接続戸数の増加促進や使用料金の見直しを検討する必要があります。
その他の経営指標については、別紙「経営比較分析表」とおりとなります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口については、今後減少傾向になるものと予測しています。
推計にあたっては、数年間の行政区域内人口の減少率を求め、その減少率を対象年度の前年度の処理区域内人口に乗じることで算出しました。
また令和5年度の値は、上記で算出した処理区域内人口に令和5年度から公共下水道へ接続予定である農業集落排水十条・沼上処理区における現在の区域内人口に人口減少率を乗じて求めた令和5年度時点での値を加算し算出しました。
その結果、令和元年度796人となっている処理区域内人口は、令和5年度には2,777人となり、令和11年度には2,693人になると予測しています。

(2) 有収水量の予測

有収水量については、処理区域内人口は減少するものの、十条・沼上地区が接続されることによる増と既区域の接続人口の増を見込み、増加傾向になるものと予測しています。
推計にあたっては、町内における平均世帯人数の場合の1人当たり使用水量を算出し、接続人口に乗じて算出しました。
接続人口については、十条沼上地区の増に加え加入促進による接続戸数の増加を見込みつつ、対象年度の前年度の接続人口に「(1)処理区域内人口」で用いた減少率を乗じ、年間の加入見込み1件あたり2.5人を加算した値としています。
その結果、令和元年度15,702㎡となっている有収水量は、令和5年度には153,302㎡となり、令和11年度には154,357㎡になると予測しています。

(3) 使用料収入の見直し

使用料収入については、有収水量の増加に比例して、増加傾向になるものと予測しています。
推計にあたっては、使用料収入を有収水量で除して得た1㎡あたりの使用料単価を令和元年度時点で算出し、「(2)有収水量の予測」で求めた値に乗じて算出しました。
その結果、令和元年度1,938千円となっている使用料収入は、令和5年度には17,827千円となり、令和11年度には17,950千円になると予測しています。
なお、令和5年度から農業集落排水十条・沼上処理区が公共下水道へ接続する予定ですが、農業集落排水使用料から下水道使用料となった場合に、32%の収入減が見込まれているため、使用料金の見直しを検討する必要があります。

(4) 施設の見直し

施設を供用開始してまだ間もなく、また法定耐用年数は50年とされているため、更新は直近の課題となっていません。
施設の整備については、公共下水道に隣接する農業集落排水十条・沼上処理場の老朽化が進んでいるためこれを廃し、公共下水道への統合(接続)をするための工事を実施しており、令和5年度の供用開始を予定しています。このため、投資費用の集中を避ける必要があり、公共下水道の管渠布設工事は現在中断しており、普及率は44.4%となっています。

(5) 組織の見直し

技術職員は採用を行っていないため、事務職員のみとなります。職員数については、令和3年度より会計年度任用職員の採用により増員予定であり、増員後の人数を維持することを想定しています。また、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、技術面での研修の充実などを図っていきます。

3. 経営の基本方針

第5次美里町総合振興計画では、将来像(10年後の目指す姿)として、「安心して暮らすための上下水道整備がなされ、施設の維持、経営の健全化に取り組むまち」を掲げており、生活排水に係る分野においては、基本方針に「快適で清潔な日常生活の確保、河川・水路の水質保全に向け、生活排水処理計画に基づき今後も効率的な農業集落排水事業と公共下水道事業を推進するとともに、地域の実情に応じて合併処理浄化槽も含めた汚水処理の普及を促進します。」と記載しています。
この方針に基づき、下水道においては農業集落排水の十条・沼上処理区を公共下水道へ接続し、令和5年度に供用開始できるよう工事を行うなど、計画的に事業を進めていきます。
また、令和5年度から地方公営企業法の適用を目指しており、法適用後は公営企業としてより一層の独立採算での経営も求められるようになります。このため、下水道への加入を促進するとともに、中長期的に安定して事業が継続できるよう使用料金の見直しを検討し、経営の健全化を図ります。
以上を踏まえ下水道事業では、快適で清潔な日常生活確保のために、河川・水路の水質保全を目標としつつ、効率的で計画的な事業の促進と普及を進め、有収水量の増加による財源確保に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	改築費用については、管渠の健全度低下による増加を考慮し、整備費については、令和8年度までに整備が完了するものとして試算を行いました。 上記から、改築費用の増加時期に他の事業による支出が増加しないよう調整することを長期目標としました。

- ・改築費については、健全度が低下した管渠を改築の対象とするものとして試算を行いました。管渠が比較的新しく数年間は改築の対象となりうる管渠がごくわずかなため、スケールメリット等を考慮し改築費は数十年後から計上するものとした。
- ・整備費については、令和5年度までに農業集落排水の公共下水道への接続に係る工事が完了するものとし、令和8年度までに下水道整備が概成するように費用を算出しました。
- ・下水道事業債の償還費については、利率0.6%、30年固定金利として算出しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	財源について試算を行いました。整備費に充てる国庫交付金や起債を考慮しても他会計繰入金に依存している部分が多いため、早期の加入促進や料金改定により繰入金額を軽減できるようにすることを長期目標として設定しました。

- ・加入促進による加入件数の増加及び農業集落排水十条・沼上処理区の公共下水道への接続により、有収水量が増加することを見込んで使用料収入を算出しました。
- ・起債については、充対象事業のうち起債を行う事で交付税措置等がある場合は、可能な限り借入を行うように算出しました。
- ・繰入金は実質収支が赤字にならないよう最低限の金額を繰り入れるように算出しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

	・職員給与費について、担当職員の役職等により給与の増減があり予測が困難なため、人員数及び一人あたりの人件費は現在の支出額とほぼ同額となるように経費を算出しました。
	・流域下水道へ支払う維持管理負担金について、直近数年間の有収率の平均値を求め、「有収水量の予測」において求めた予測値に有収率の平均値を除いて得た処理水量に現在の1㎡あたり負担金額を乗じて算出しました。
	・委託費、修繕費については、直近数年間の平均値を求め計上しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	他市町との点検業務の共同発注等、コスト削減に向けた共同化の取組を検討する必要があります。また、未普及地域につきましては、汚水処理方法の変更を含めて、最適化に向けた取組を検討する必要があります。
投資の平準化に関する事項	令和5年度から公営企業法の適用予定であり、法適用後には詳細なストックマネジメント計画を作成予定であるため、その後に改築等に係る投資の平準化について改めて検討する必要があります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間の資金やノウハウの活用を図るため、PPP/PFIの手法による整備を検討する必要があります。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来の投資・財政計画においても他会計繰入金に依存している状態であるため、投資・財政計画に対して現在の使用料が適正であるのかを含めた使用料金の見直しと、農業集落排水使用料との統合を検討する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	未検討
その他の取組	DMの送付やポスティング等により加入促進を行い、有収水量の増加に努めていますが、戸別訪問等により一層の加入促進に取り組む必要があります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間事業者のノウハウの活用により、効率的な維持管理が行えるよう、指定管理者制度や包括的民間委託の導入を検討する必要があります。
職員給与費に関する事項	町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員でサービスの提供が行なえるように、適切な人員管理を継続していきます。
動力費に関する事項	機器の修繕・更新時に高効率・省電力型の機器を導入し電気代の削減に取り組めます。
薬品費に関する事項	未検討
修繕費に関する事項	定期的な点検・調査を行うことにより計画的な修繕を行ないます。
委託費に関する事項	安全に汚水処理を行えるように、実績と経験に優れた業者の指名競争入札を行なっておりますが、他市町との共同発注などコスト削減に向けた共同化の取組を検討します。
その他の取組	未検討

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和5年度より公営企業法の適用を予定しており、現在とは異なった考え方の会計処理を行う事となるため、法適用後には経営戦略の見直しを行う必要があります。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2,090	△ 4,200	656									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,454	4,544	344	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,544	344	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	4,544	344	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,822	1,938	2,358	2,868	3,453	17,827	17,848	17,868	17,889	17,909	17,930	17,950
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	14,135	13,346	13,317	16,181	15,321	19,735	17,418	13,272	11,689	17,474	11,148	11,996
うち基準内繰入金	5,303	6,373	5,658	6,875	6,510	8,385	7,400	5,639	4,966	7,424	4,737	5,097
うち基準外繰入金	8,832	6,973	7,659	9,306	8,811	11,350	10,018	7,633	6,723	10,050	6,411	6,899
資 本 的 収 支 分	15,232	27,669	36,681	32,427	31,964	56,660	48,569	45,844	42,585	29,064	32,418	38,153
うち基準内繰入金	10,454	12,611	19,721	17,434	17,185	30,462	26,112	24,647	22,895	15,626	17,429	20,512
うち基準外繰入金	4,778	15,058	16,960	14,993	14,779	26,198	22,457	21,197	19,690	13,438	14,989	17,641
合 計	29,367	41,015	49,998	48,608	47,285	76,395	65,987	59,116	54,274	46,538	43,566	50,149